

# 第1章 計画策定にあたって

---

## 第1節 計画策定の趣旨

介護保険制度は、令和3年度にその創設から22年目を迎えます。サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、550万人に達しており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

総人口が減少に転じる中、令和7年（2025年）にはいわゆる団塊世代すべてが75歳以上となるほか、令和22年（2040年）にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となり、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込まれています。

こうした中、本町では、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくために、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて推進してきたところです。

また、令和2年には、令和22年（2040年）を見据えて、地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人の創設など社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われました。

今後高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得ることから、第7期計画を振り返り、事業の検証・分析を行うとともに令和22年（2040年）を見据え、介護保険制度の持続可能性を確保しつつ、自立支援・重度化防止や日常生活支援等の役割・機能を果たし続けられるよう制度の整備や取組の強化を目指す、「播磨町高齢者福祉計画（第9次）及び介護保険事業計画（第8期）」を策定するものです。

## 第2節 計画の位置づけ

### (1) 計画の法的位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づき策定する「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条第1項の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」の二つの計画が相互に連携し、総合的な高齢者福祉施策の展開を図ることを求められていることから一体的に策定するものです。

また、介護給付の適正化に関して取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めた「介護給付適正化計画」を含んだ計画です。

本計画の策定にあたっては、団塊世代が75歳以上になる令和7年(2025年)に向けた地域包括ケアシステムの推進、更に現役世代の減少が顕著となる令和22年(2040年)を見据えた中長期的な視点に立った施策の展開を図ります。

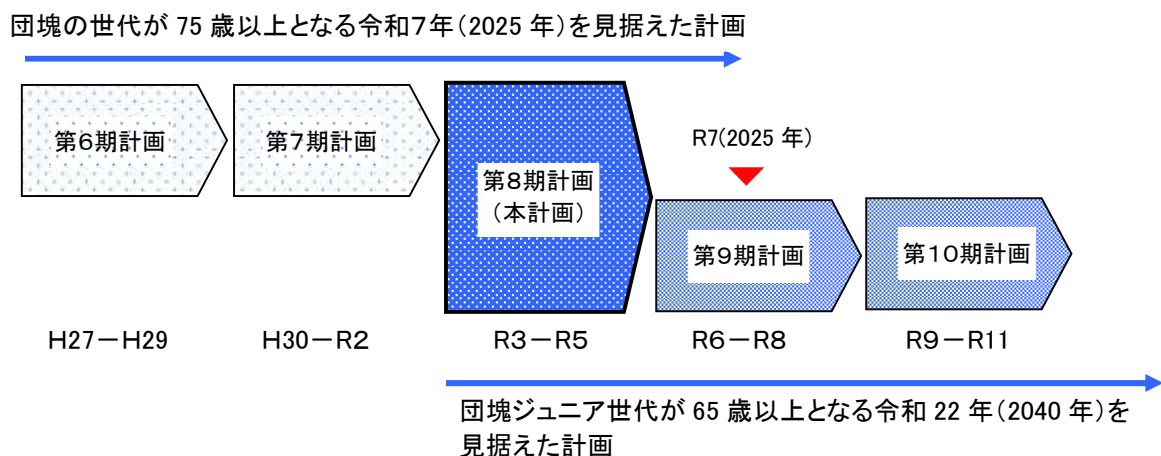
### (2) 他の関連計画との関係

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定にあたっては、「第5次播磨町総合計画」を上位計画とし、「播磨町障害者計画及び播磨町障害福祉計画」、「はりま健康プラン(第2次)」、「都市計画マスタープラン」等、各種関連計画との整合性を図るものとします。

また、県との協議の場やヒアリング等を通じて情報交換を行うとともに、県が策定する兵庫県老人福祉計画、兵庫県保健医療計画、兵庫県地域医療構想等の関連計画との整合性を図りつつ策定します。

## 第3節 計画の期間

上記の法的位置づけに基づき、本計画は令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間とします。



## 第4節 主な制度改正と第8期介護保険事業計画の基本指針

### (1) 主な制度改正について

地域福祉を推進するにあたっては、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会（地域共生社会）の実現を目指して行われる必要があります。

地域共生社会とは、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野ごとの枠や、『支える側』『支えられる側』という従来の関係を超えて、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となりうるものです。

令和2年6月には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和3年4月施行）が公布され、この法律により、介護保険法の一部が改正され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市区町村の包括的な支援体制の構築の支援等の強化が進められています。

第8期計画においては、このような地域共生社会の実現を目指しながら、令和7年（2025年）及び令和22年（2040年）を見据え、高齢者が「自分らしい」生活を送ることができるよう、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備などの推進、医療・介護データ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等、地域包括ケアシステムの更なる推進に向け取組む必要があります。

#### ・改正の概要

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
- 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
- 医療・介護のデータ基盤の整備の推進
- 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- 社会福祉連携推進法人制度の創設

## (2) 第8期計画の基本指針

国の社会保障審議会介護保険部会において、都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画策定にかかるガイドラインとなる「第8期介護保険事業計画の基本指針」では、下記の7つの事項を充実させることが示されました。

- 1 2025年・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備
  - 令和7年(2025年)・令和22年(2040年)を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定すること。
- 2 地域共生社会の実現
  - 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組を検討すること。
- 3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)
  - 一般介護予防事業の推進においては、「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」を行うこと。
  - 就労的活動等を自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組に位置付けること。
  - 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定すること。
  - 保険者機能強化推進交付金等を活用し、施策の充実・推進を行うこと。
  - 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえること。
  - 要介護(支援)者に対するリハビリテーションの目標を立てること。(国指標参考)  
PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備を行うこと。
- 4 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
  - 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を把握すること。
  - 介護保険施設の整備にあたっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案し計画を策定すること。
- 5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
  - 認知症施策推進大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進について5つの柱に基づく施策展開をすること(普及啓発やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等)。
  - 教育等他の分野と連携を行うこと。

6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保を行うこと。
- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を検討すること。
- ポイント制度や有償ボランティア等を総合事業等の担い手確保の取組に位置付けること。
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行うこと。
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組を行うこと。

7 災害や感染症対策に係る体制整備

- 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えを検討すること。

## 第5節 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、幅広い関係者の参画により、本町の特性に応じた事業展開が期待されるため、学識経験者をはじめ、保健医療関係者、福祉関係者、住民代表、兵庫県保健福祉関係者及び公募による被保険者代表で構成する「播磨町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を設置し、各委員の意見を幅広く聴取し、計画の審議策定を行いました。

また、播磨町在住の高齢者や、播磨町内及び近隣市町にて介護保険サービスを提供している事業者や居宅介護支援事業者の介護支援専門員に対し、それぞれアンケート調査を実施しました。

## 第6節 計画の推進体制

### (1) 日常生活圏域

本町の面積は人工島を除くと約6k㎡で面積が狭く、町内全域が平地で大部分が市街化区域となっており、主に住宅用地として利用されていることから、第7期計画と同様に今期においても日常生活圏域を1圏域とし、多様な介護保険サービスの提供体制の充実に努めます。

#### ・日常生活圏域とは

要介護高齢者等が概ね30分以内に必要なサービスを受けることができる範囲（日常生活の行動範囲）を地理的条件や交通事情、人口、その他の社会的条件等を総合的に勘案して設定する、地域包括ケアシステムの基礎となるエリアです。

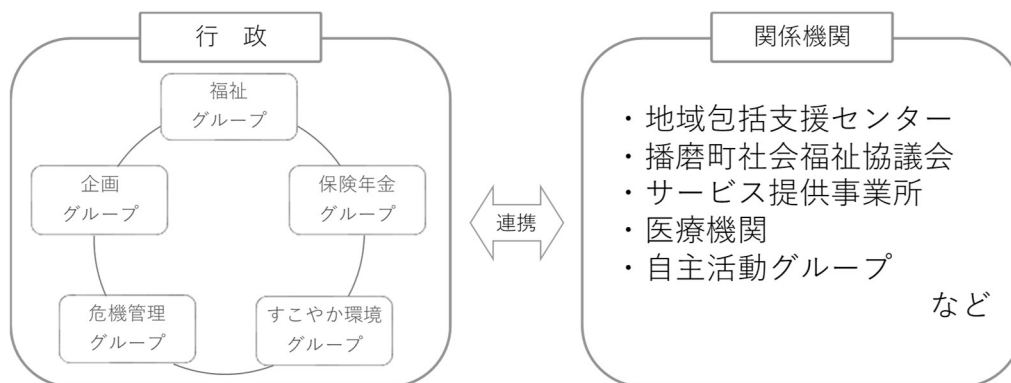
### (2) 計画の進行管理

本計画は、2025年・2040年を見据え、保健・福祉・介護の分野における本町の方向性及び取組を示した計画です。

本計画の基本理念の実現に向け、本町の取組について進行管理を行い、その実施状況を評価・分析するために、各施策に位置付けた主要な事業等について、評価指標と目標を設定しました。

本計画の進行管理については、関係機関が参画する「播磨町介護保険運営協議会」や「播磨町地域包括支援センター運営協議会」を開催し、その取組の進捗状況の確認・評価を行うとともに、結果に基づき施策の見直しや改善を行います。

【計画の進行管理体制】



### (3) 地域包括ケアシステムの推進に向けた具体的な目標設定

本計画においては、地域包括ケアシステムの推進や介護保険の理念である「高齢者が自立した日常生活を営むことができるように支援すること（自立支援）」「要介護状態等になることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止（重度化防止）」に向けた取組を推進するため、地域における共通の目標を設定し関係者間で目標を共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成し、その計画に基づく様々な取組の推進・評価・見直しをすること（PDCA）が求められています。

上記を踏まえ、本町においても地域の実情に応じ、本計画期間中において地域包括ケアシステムの推進に向けた主な取り組みとして次の施策について具体的な目標値を設定し、施策を推進します。各年度において計画の進捗状況の評価するとともに、新たな取り組みにつなげていきます。

【地域マネジメントのPDCAサイクル】

